

別記第2号様式（第7の8関係）

公文書公開審査諮問書

北広総務第138号

平成26年1月23日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 尾崎 英雄 様

（実施機関）

北広島市長 上野 正 三



北広島市情報公開条例第6条第1項第5号の行政運営情報の非公開に対し、次のとおり不服申立てがありましたので、同条例第17条の規定により諮問します。

不服申立てに係る公文書の名称又は内容	2013年度の市庁舎の清掃及び警備委託の予定価格と積算内訳
不服申立てに係る決定等の内容	当該事務事業は将来に反復又は継続して行われることから、予定価格又は積算内訳を公開することにより将来の予定価格を推測することが容易になるため、北広島市情報公開条例第6条第1項第5号に規定する「将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる」に該当するため非公開とした。
不服申立年月日	平成25年11月22日
不服申立ての趣旨及び理由	（趣旨） 請求に係る公文書の非公開とした処分を取消し、対象文書の公開を求める。
	（理由） 当該事務事業は長期継続契約であり、契約期間中に物品価格や労務費は変動し、予定価格が容易に推測できる状態ではないため、将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるに該当しないことから非公開情報に当たらない。
担当部課等	総務部 総務課 電話：011-372-3311（内線）718
備考	

別記第2号様式（第7の8関係）

公文書公開審査諮問書

北広土木第 321 号

平成 26 年 1 月 23 日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 尾崎 英雄 様

（実施機関）

北広島市長 上野 正三 印



北広島市情報公開条例第6条第1項第5号の行政運営情報の非公開に対し、次のとおり不服申立てがありましたので、同条例第17条の規定により諮問します。

不服申立てに係る公文書の名称又は内容	2013年度のエルフィンパークの清掃、警備委託の予定価格と積算内訳
不服申立てに係る決定等の内容	当該事務事業は将来に反復又は継続して行われることから、予定価格又は積算内訳を公開することにより将来の予定価格を推測することが容易になるため、北広島市情報公開条例第6条第1項第5号に規定する「将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる」に該当するため非公開とした。
不服申立年月日	平成 25 年 11 月 22 日
不服申立ての趣旨及び理由	（趣旨） 請求に係る公文書の非公開とした処分を取消し、対象文書の公開を求める。
	（理由） 当該事務事業は長期継続契約であり、契約期間中に物品価格や労務費は変動し、予定価格が容易に推測できる状態ではないため、将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるに該当しないことから非公開情報に当たらない。
担当部課等	建設部 土木事務所 電話：011-372-3311（内線）759
備考	

公文書公開審査諮問書

北広文化第 63 号
平成 26 年 1 月 23 日

北広島市情報公開・個人情報保護審査会
会長 尾崎 英雄 様

(実施機関) 北広島市教育委員会
教育長 吉田 孝志 印



北広島市情報公開条例第 6 条第 1 項第 5 号の行政運営情報の非公開に対し、次のとおり不服申立てがありましたので、同条例第 17 条の規定により諮問します。

不服申立てに係る公文書の名称又は内容	2013 年度の文化施設清掃委託、同設備管理委託の予定価格と積算内訳
不服申立てに係る決定等の内容	当該事務事業は将来に反復又は継続して行われることから、予定価格又は積算内訳を公開することにより将来の予定価格を推測することが容易になるため、北広島市情報公開条例第 6 条第 1 項第 5 号に規定する「将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められる」に該当するため非公開とした。
不服申立年月日	平成 25 年 11 月 22 日
不服申立ての趣旨及び理由	(趣旨) 請求に係る公文書の非公開とした処分を取消し、対象文書の公開を求める。
	(理由) 当該事務事業は長期継続契約であり、契約期間中に物品価格や労務費は変動し、予定価格が容易に推測できる状態ではないため、将来の同種の事務事業の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずると認められるに該当しないことから非公開情報に当たらない。
担当部課等	教育部 文化課 電話：011-372-7667
備考	